(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字上西谷字割レ岩三八三の一、字家ノ奥四一二の三、四一六
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字上西谷字才ノ神平三八二の五、字界ノ谷四〇〇、大字下西谷字黒谷奥四八三の二、四八四、字鍛冶屋谷五〇六の二、五〇七の一、五一二の二、五一二の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県八頭郡智頭町大字口宇波字出合東平四四八の一（国有林）、四四八の三、四五〇（国有林）、字細谷四五二の一、字カツラ谷四五九の一、四六〇から四六二まで、字コヲイ谷四六五、四六六の一から四六六の四まで、四六八、四七一の一、四七一の三、四七一の四、四七一の一から四七一の一三まで、四七三、四七六から四七八まで、四八一、四八三、字梅ヶ谷四八七、四八九、四九〇、四九四から四九七まで、字家ノ上四九八から五〇〇まで、字砂谷五〇五、字半田ノ上五〇七、五〇九、字佐治ヶ谷五一六から五一八まで、五二一、五二二、字大畑ノ上エ五二三、五二四、字屋根屋谷五二六の一、字大谷口五三三の一、字大ヶ谷五五五、字小マケヅラ五五六、五五七、字ヤトウジ五七〇の一、五七〇の二、五七〇の七、五七一、字ツエ谷五七二の一、五七五、五七六、五七七の一、五七七の二、字柿木五八〇の一、五八一、五八二、字長迫五八八、五九三、五九七、五九八、字宮ノ向六〇四、六〇八、字茶山六一八の一、六一八の三、六一九、六二〇、字上淵六二一、六二二、六二五、字下モ小谷六二七、六二八、字清水迫六三二、字大迫六三五の一、六三五の二、六三八から六四一まで、字瀧ノ下タ六六一、六六二の一、六六三の一、六六四の一、六六四の二、六六五の一、字スリ鉢六六七の二、字下モ小谷六七五、六七九、六八二から六八四まで、六八六の三、字松ジガ迫六八九の一、六九〇、六九二の一、六九二の二、六九五の一、字ホウメウ六九九の一、字向田ノ上へ七三八の一、七三八の二、七三九の二、字中ヶ谷七四二から七四四まで、七四七、七六〇、七六一、字奥谷七六二、七七三の一、七七三の二、七七四、七七七、字谷七八七、七八七の一、七八八、七八九の二、字ヒジマガリ八〇二、八〇三、八一二、字中ショウガ谷八一三の一から八一三の三まで、字下モ上ガ谷八一八、大字大背字小屋ノ谷一四六三の一、大字市瀬字宮地谷三四一三から三四一九まで、三四二一から三四二四まで、三四二五の一から三四二五の三まで、三四二六、三四二九、三四三〇の一から三四三〇の三まで、三四三七の一から三四三七の一五まで、三四三七の四〇、字屋毛尾三四三八の八から三四三八の二一まで、三四三九から三四四五まで、字アシ谷ノ山三五〇八から三五一〇まで、三五一〇の一、三五一一、三五一二の一、三五一三の一、三五一四から三五一九まで、三五二〇、三五二一の一から三五二一の九まで、三五二一の一一、三五二二、三五二三、三五二三の一、三五二四の一、三五二五の一、三五二六から三五三一まで、字ツヘガ迫三五三二、三五三三、三五三五から三五三八まで、三五六一から三五六三まで、字岩ヶ迫三五六四から三五七一まで、三五七一の一、三五七二、三五七三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字宮坂一二三から一二五まで、字加美山一二〇八から一二一一まで、字一ノ谷一一九七の一から一一九七の五まで、字奥山西平一一七三の一、一一七三の二、一一七三の五・一一七三の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の三七、一一七三の一三三、一一七三の一三五から一一七三の一三九まで、一一七三の一四〇・一一七三の一五二から一一七三の一五四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の一五五、一一七三の一五六、一一七三の一五七（次の図に示す部分に限る。）、一一七三の一五八から一一七三の一六三まで、一一七三の一六四から一一七三の一七一まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の一七二から一一七三の一七五まで、一一七三の一七六から一一七三の一八一まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の一八二、一一七三の一八三（次の図に示す部分に限る。）、一一七三の一八四、一一七三の一八五・一一七三の一八六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の一八七から一一七三の一九七まで、一一七三の一九九から一一七三の二〇二まで、一一七三の二〇五から一一七三の二一七まで、一一七三の二二〇から一一七三の二三四まで、一一七三の二四一（次の図に示す部分に限る。）、一一七三の二四二、一一七三の二四三から一一七三の二四七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の二四八から一一七三の二七〇まで、一一七三の三六六、一一七三の三七〇、一一七三の三七二、一一七三の三七四、一一七三の三八九、一一七三の三九六、一一七三の三九八、一一七三の四〇二、一一七三の四〇四、一一七三の四〇八、一一七三の四一一、一一七三の四一二、一一七三の四一九、一一七三の四二三、字今地谷一〇八五の一、一〇八六、一〇八七、一〇九一、一〇九五から一〇九八まで、一〇〇、一〇一の一、一〇二の一、一〇三から一一〇五まで、字向屋敷一一〇六の一、一一〇七の一、一一〇八、一一〇九の二、一一〇、一一一の一、一一一の三、字小水谷一一二〇の一、一一二〇の三から一一二〇の七まで、一一二三、一一二四、一一二五の一（次の図に示す部分に限る。）、字壱本松谷一一二から一一一六まで、一一一七の一、一一一八、一一一九、字小田又一一二六の一から一一二六の三まで、一一二八の一、一一二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一一二九の二・一一二九の四（以上二筆国有林）、一一二九の六、字鶏塚一一四三の一、一一四三の二、一一四三の五から一一四三の七まで、字奥山ノ内中谷一一四八の三から一一四八の五まで、一一四八の六、一一四八の七〇、一一四八の七二、一一四八の七四、一一四八の七六、一一